

# Kudo Project “Swing-by” Seminar

工藤寿年講師監修「テキスト・問題集」はKudo Project “Swing-by” Seminar生限定の教材です!

もはや職人技!

## Maintext Authentic

メインテキスト

オーセンティック

Tool box編・Swing-by編 使用教材

## 精選問題集 Archive

アーカイブ

自宅学習用(復習)教材 過去10年分+未来問

LEC東京リーガルマインド 無断複製・頒布を禁じます

第5章 保険給付各論(遺族給付) OPUSシリーズとリンク!

第2節 寡婦年金・死亡一時金(国民年金法)

この節では、国民年金の第1号被保険者の死亡に関して支給される寡婦年金・死亡一時金のいづれも第1号被保険者の独自給付について学習する。  
なお、寡婦年金・死亡一時金の支給要件の対象となる者については、第1号被保険者のほか、任意加入被保険者や特例による任意加入被保険者についても対象となる場合があるので注意すること。

国年一063 1 寡婦年金(法49条~法52条ほか)

重要度AAA	選択・択一	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

●**特長1** 寡婦年金は、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。以下同じ)としての保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある夫が、「老齢基礎年金を受ける前に死亡」した場合に、夫の納付した保険料の「掛け捨て防止」(解説\*)のために、その遺族である妻に年金という形で還元しようとするものである。また、高齢な寡婦に対する生活保障の必要性から、60歳から妻自身の老齢基礎年金が支給される65歳までの間の「有期年金」となっている。

●**特長2** 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上である夫(保険料納付済期間又は学生等の保険料の納付特例の規定及び若年者納付猶予制度、50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る)が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)が10年以上継続した65歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、この限りでない。

●**特長3** 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上である夫(保険料納付済期間又は学生等の保険料の納付特例の規定及び若年者納付猶予制度、50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る)が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)が10年以上継続した65歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、この限りでない。

2節 寡婦年金・死亡一時金(国民年金法) / 429

LEC東京リーガルマインド 無断複製・頒布を禁じます

CHECK 障害等級3級の障害厚生年金の受給権者が障害等級2級又は1級に該当するに至った場合(法30条の2第4項)

・障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金(厚生年金保険法47条)又は事後重症の障害厚生年金(同法47条の2)について、障害の程度が変わった場合の年金額の改定(同法52条)の規定によりその額が改定されたときは、そのときに事後重症による障害基礎年金の支給の請求があったものとみなされる。

① 同一の支給事由に基づく障害厚生年金を受給している者の障害等級が、3級から2級又は3級から1級に変更したときは、その者は初めて障害基礎年金に係る障害の状態に該当することとなる。この場合には、障害厚生年金の年金額が改定されたときに、事後重症による障害基礎年金の支給の請求があったものとみなされるため、その者は、改めて事後重症による障害基礎年金の支給を請求する必要はない。

●**特長4** 障害の程度が増進したとき、障害厚生年金(3級)と障害基礎年金(2級)の額が改定される(3級→2級)。事後重症(請求不要)により障害基礎年金(2級)が支給される。

●**特長1** 事後重症は、請求することによって初めてその受給権が発生する仕組みとなっていることから、時効の問題はない。

●**特長2** 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者については、65歳に達していることとみなされることから、事後重症による障害基礎年金の支給を請求することができない(法附則9条の2の3)。

●**特長3** 同一の傷病による障害について旧国民年金法等により障害年金の受給権を有していたことがある者については支給されない(昭60法附則22条)。

●**特長4** 事後重症による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しないことにより、その支給が停止されることはない。

第4節 障害認定の特例等 第1款 事後重症による障害年金 / 395

Kudo Project “Swing-by” seminar 2023 精選問題集 Archive 年金法2

第5章 保険給付各論(遺族給付)

第2節 寡婦年金・死亡一時金(国民年金法)

国年一063 1 寡婦年金(法49条~法52条ほか)

演習記録	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

【問題】

1 寡婦年金は、死亡日の前日において、① \_\_\_\_\_ までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が ② \_\_\_\_\_ である夫(保険料納付済期間又は学生等の保険料の納付特例の規定及び若年者納付猶予制度、50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。)が死亡した場合において、夫の死亡の当時、③ \_\_\_\_\_ し、かつ、夫との婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)が ④ \_\_\_\_\_ があるときに、その者に支給する。ただし、⑤ \_\_\_\_\_ が死亡したときは、この限りでない(発展問題)。

2 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上である夫が死亡した場合に一定の要件を満たした妻に支給される(発展問題)。

3 夫の死亡により、寡婦年金と死亡一時金の受給要件を同時に満たした妻に対しては、寡婦年金が支給される。ただし、夫の死亡日の属する月に寡婦年金の受給権が消滅したときは、この限りでない(平24国保4-オ)。

4 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前々月までの夫の第1号被保険者に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間をもとに計算されるが、生活保護法による生活扶助を受けていたため保険料を免除されていた月もその計算の基礎に含まれる(平23国保3-B)。

5 寡婦年金の受給権者である寡婦が65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格を満たしていなかった場合でも、寡婦年金の受給権は消滅する(平24国保4-ア)。

400 / 第2編 年金法総論 第5章 保険給付各論(遺族給付)

LEC東京リーガルマインド 無断複製・頒布を禁じます

国年一063 1 寡婦年金(法49条~法52条ほか)

理解度評価	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

【解答・解説】

1 寡婦年金は、死亡日の前日において、① **死亡日の属する月の前月** までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が ② **10年以上** である夫(保険料納付済期間又は学生等の保険料の納付特例の規定及び若年者納付猶予制度、50歳未満の保険料納付猶予制度の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。)が死亡した場合において、夫の死亡の当時、③ **夫によって生計を維持** し、かつ、夫との婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)が ④ **10年以上継続した65歳未満の妻があるときに、その者に支給する**。ただし、⑤ **老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫** が死亡したときは、この限りでない(法49条)。

2 × 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上である夫が死亡した場合に一定の要件を満たした妻に支給される(法49条)。

3 × 本肢の場合、「**その者(妻)の選択**」により、寡婦年金又は死亡一時金のうち、その一方が支給され、他方は支給されない(法51条)。

4 ○ 本肢のとおりである(法49条1項、法50条)。生活保護法による生活扶助を受けていたため保険料を免除されていた月(法定免除)は、老齢基礎年金の算定の基礎とされる。よって、当該額を計算の基礎とする寡婦年金の額の計算の基礎に含まれる。

5 ○ 本肢のとおりである(法51条)。

第2節 寡婦年金・死亡一時金(国民年金法) / 401

●**特長1** 「タブ」で見やすいレイアウト

趣旨 → 条文の趣旨  
 条文 → 条文  
 要点整理 → 各条文の重要事項を項目ごとに要約  
 解説 → 条文もしくは要点整理に(\*解説)マークを挿入  
 詳細な解説文で理解を深める  
 特記事項 → 条文の論点をピックアップ  
 Archive → 精選問題集 Archiveでアウトプット

●**特長2** 「重要キーワード」が見える化

各条文の重要キーワードは、太字で表示  
 択一式もちろん選択式対策として論点をしっかり押さえられる。

●**特長3** 最新の「改正法」に対応

工藤講師監修テキストならではの特長として最新の改正に対応。最新情報を講義!  
 また、2022年向けから採用している過去の改正法もアイコンで表示。本試験に未出題の改正条文も一目でわかる!

●**特長4** 「豊富な図」で条文を視覚から理解

条文を分かりやすく分解、工藤講師オリジナルの「図」によりイメージで捉えさせ、理解・定着に繋げる。

●**特長1** 過去10年分 + 未来問で処理能力UPの「発展問題」

過去問ばかりに傾倒しがちな受験生に前を向いてもらう意味を込め、過去問を踏まえた未来問(発展問題)!  
 今後の本試験における出題可能性、出題された場合の出題パターンを事前に予測した予想問題集。

●**特長2** Maintext Authentic(テキスト)とリンク

Maintext Authentic(テキスト)と項目番号がリンクし、【問題】と【解答・解説】が見開き表示で繰り返し復習する問題集だからこそ、使いやすさにこだわり。

●**特長3** 記述式で解答力UP

択一式対策はもちろんのこと、選択式対策として、重要キーワードを記述式で出題。

工藤講師の受験生時代「合格への努力の証」

スイングバイの如く、繰り返しの演習が重要です。精選問題集“Archive”を繰り返すことにより「本当の社会保険労務士試験の勉強の辛さ」を実感されるでしょう。しかしながら、この辛さを見事乗り越え「本当の社会保険労務士試験の勉強の楽しさ」を感じられた方は、社会保険労務士試験合格へ一歩大きく踏み出せることでしょう。

『僕にはtime 80m!』

